

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	15 款	1 項	7 目	枝番号	1
事業名称	教育相談事業			政策番号	5	政策指標
				実施番号	5	実施指標
						前年度事業名称
						教育相談事業

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	87,753	5,156	0	169	0	82,428
補助事業 単独事業						0
令和4年度	87,627	5,149	0	171	0	82,307
増△減	126	7	0	△ 2	0	121

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	169,022	169,022	155,694	87,753	87,753	87,753
算 市債+一般財源	137,005	139,982	150,571	82,428	82,428	82,428
決 事業費	148,857	169,989	151,793			
算 市債+一般財源	139,731	159,838	146,718			

事業概要	教育総合相談センター及び学校において教育相談を実施するとともに、相談の統計・分析や情報提供を行う。							
事業開始年度	昭和27年度							
根拠法令・方針決裁等	横浜市教育文化センター条例第2条第1項第1号及び同条例施行規則第16条第2項							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>いじめ、暴力、不登校等の未然防止や、早期発見、早期対応のためには、様々な相談手段・機会を設けることと、学校や区役所など相談者に身近な場所に相談窓口を置くことに意義がある。また、相談者が適切な相談機関につながる仕組み作りも検討していく必要がある。</p> <p><各相談機関の役割・効果等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般教育相談…教育全般の相談に対して、教育相談員（元学校管理職）が電話で応じる（平日9時～17時）。 ・24時間子どもSOSダイヤル…24時間365日電話で相談に応じる。国の事業を受託。県と共同で夜間帯を民間業者に委託。県庁所在地にあるため、県下すべての固定電話以外からの相談を本市で受け付けている。昼間の時間帯は教育相談員、夜間は心理士等が電話を受ける。 ・専門相談…心理職による専門的な相談。スクールカウンセラーからの依頼をもとに、親子関係の支援が必要な場合等に親子並行面接を実施。必要に応じて、精神科医による医療相談を実施。 ・学校でのカウンセラー相談…身近な相談場所として、全小中学校において週1回カウンセラーに相談できる体制を整えている（スクールカウンセラー活用事業参照）。 ・区役所での出張教育相談…スクールカウンセラーによる月1回程度の教育相談を実施。学校で相談できない児童生徒（不登校や私学）や福祉関係の支援が必要な相談については区と連携して対応。 ・SNS相談…神奈川県との共同実施 							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般教育相談」電話相談件数 <実績推移> 2年度965件、3年度1,197件、4年度1,840件（見込）、5年度2,483件（見込） ・「24時間子どもSOSダイヤル」（旧・いじめ110番）電話相談件数 <実績推移> 2年度2,748件、3年度3,665件、4年度4,348件（見込）、5年度5,031件（見込） ・「24時間子どもSOSダイヤル」（旧・いじめ110番）のうち、いじめに関する相談の件数 <実績推移> 2年度274件、3年度150件、4年度435件（見込）、5年度293件（見込） ・「専門相談」相談件数 <実績推移> 2年度2,698件、3年度2,802件、4年度2,364件（見込）、5年度2,583件（見込） 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
専門相談 相談件数	単位	目標	-	2,844	2,364	2,583	2,500	2,500
	件	実績	2,698	2,802				
電話相談 相談件数	単位	目標	-	4,576	6,188	7,514	7,500	7,500
	件	実績	3,713	4,862				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和27年度：横浜市教育研究所内に教育相談室を開設 ・昭和61年度：心理相談員と精神科医による専門相談を設置 ・平成9年度：区における相談窓口として、各区子ども家庭支援相談に教育相談員及び学校カウンセラーを配置 ・平成19年度：24時間365日体制による「いじめ110番」電話相談の対応開始 ・令和3年度：24時間子どもSOSダイヤル（旧・いじめ110番）の夜間部分を神奈川県との共同による民間委託開始 ・令和4年度：こども家庭総合支援拠点（こども青少年局）の設置に伴い、教育相談員の人件費を移管 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	専門相談		46,956	47,986	▲ 1,030
②	教育相談・SOSダイヤル		40,797	39,641	1,156	R4制度変更に伴う事業費の増
	細事業合計		87,753	87,627	126	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	飯田 学	佐藤 健浩	徳永 也実

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	15 款	1 項	7 目	枝番号	2	前年度事業名称	スクールカウンセラー活用事業
事業名称	スクールカウンセラー活用事業				政策番号	5	政策指標	
					実施番号	5	施策指標	

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	637,843	210,982		1,574		425,287
補助事業 単独事業						0
令和4年度	636,823	210,724		951		425,148
増△減	1,020	258	0	623	0	139

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	585,862	612,289	635,461	637,843	637,843	637,843
算 市債+一般財源	451,958	407,873	425,148	425,287	425,287	425,287
決 事業費	616,879	635,485	626,691			
算 市債+一般財源	481,415	559,573	529,526			

事業概要	児童生徒や保護者、教職員への心理的な助言を行うために、心理の資格を持つカウンセラーを全中学校ブロック及び高等学校に配置し、各学校で週1回程度、相談が受けられる体制としています。 また、方面別学校教育事務所へカウンセラー統括を配置し、カウンセラーの支援・育成体制を整備します。							
事業開始年度	平成7年度							
根拠法令・方針決裁等	教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱、スクールカウンセラー等活用事業実施要領（文部科学省）							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	各学校に心理の専門職であるカウンセラーを配置することで、いじめ、暴力行為などの問題行動及び不登校等の未然防止に努めます。平成29年度には、中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーを配置する「小中一貫型カウンセラー配置」が全ブロックで完了し、全小中学校で週1回程度、相談が受けられる体制となっています。 また、カウンセラーが児童生徒や保護者へのカウンセリングだけでなく、教職員への助言や、各学校の実情に応じた課題に対する校内研修や、ケース会議等において心理の専門職としての助言等を行うことで、様々な問題の早期発見・早期対応につなげています。 さらに、事件・事故等が起きた際は当番カウンセラー等による緊急支援を実施し、より手厚く児童生徒・保護者・教職員への「心のケア」に関する対応や、その後の継続的な支援を行えるようにしています。 こうした様々な支援を適切に実施するにあたり、カウンセラーを支援・育成するために、各カウンセラーがカウンセラー統括からスーパーバイズが受けられる体制を整えることで質の向上に努めます。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー（月額職）が受けた相談の件数 <ul style="list-style-type: none"> <実績推移> 2年度37,775件、3年度38,386件、4年度40,000件（見込）、5年度43,000件（見込） ・スクールカウンセラー（時間額職）が受けた相談の件数 <ul style="list-style-type: none"> <実績推移> 2年度41,557件、3年度39,668件、4年度42,000件（見込）、5年度41,000件（見込） 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
カウンセラー統括による研修回数	単位	目標	12	24	24	24	24	24
	回	実績	13	22				
カウンセラー統括によるスーパーバイズ回数	単位	目標	170	340	340	340	340	340
	回	実績	172	242				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度：文部科学省の調査研究事業として事業開始 ・平成13年度：文部科学省の補助事業として実施 ・平成29年度：全中学校ブロックへの「小中一貫型カウンセラー配置」が完了 ・令和2年度：カウンセラー統括（東部担当）を配置 ・令和4年度：カウンセラー統括（南部担当）を配置 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	スクールカウンセラー活用事業	637,843	636,823	1,020
	細事業合計	637,843	636,823	1,020	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	飯田 学	係長	佐藤 健浩	係	加藤 美奈

令和 5年度 事業計画書

事業局課	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		7	目	枝番号	3
歳出予算科目	一般会計	15	款	1	項	7
事業名称	不登校児童生徒支援事業			政策番号	5	政策指標
					4	2

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	553,012	126,357		1,965		424,690
補助事業 単独事業						0
令和4年度	461,075	99,949		975		360,151
増△減	91,937	26,408	0	990	0	64,539

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	事業費	276,833	336,847	398,303	553,012	553,012
市債+一般財源	217,661	263,889	308,408	424,690	424,690	424,690
事業費	258,188	312,424	371,105			
市債+一般財源	216,206	275,796	324,300			

事業概要	学校内における支援体制の充実及び横浜教育支援センターを中心とした地域の民間教育施設等との連携により、不登校児童生徒への支援体制の強化を図り、一人ひとりの状況に合わせた個別最適な教育機会の確保及び社会的自立を目指します。						
事業開始年度	昭和58年度						
根拠法令・方針決裁等	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）（平成28年12月） 横浜教育支援センター事業実施要綱						

①背景・課題の分析
②事業目的・効果（必要性）

- ・ 横浜市の不登校児童生徒は令和3年度に6,600人と10年で約1.8倍に増加しており、全国的に見て発生率が高い。
- 教育機会確保法等により、「不登校は、どの児童生徒にも起こり得るもの」としてとらえ、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮」することや、「登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要がある」といった基本的考え方が示され、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、一人ひとりに寄り添った多様な支援を実施することが求められている。
- 以上のことを踏まえ、不登校児童生徒の社会的自立に向け、次のとおり取組を推進する必要があります。
- ・ 教職員向けの研修の実施や保護者を対象とした「保護者の集い」等の支援。
- ・ 在籍校に登校できない生徒の個に寄り添った学習等を校内で支援する校内ハートフル事業の実施
- ・ 不登校児童生徒の学習機会確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進する不登校児童生徒支援コーディネーターの配置。
- ・ 民間教育施設の支援のノウハウを活用するため、民間教育施設への事業委託や協働事業等の実施。
- ・ 外出することが困難な状態の児童生徒に対し、家庭訪問を実施して学習・活動支援を行う事業の実施。
- ・ ハートフルフレンドの派遣、ハートフルスペース・ハートフルルームの運営による不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別・集団での支援や、体験活動等の実施。
- ・ 不登校又は不登校傾向で学習する意思がある児童生徒に対し、家庭での教育機会の確保を行う事業の実施。

根拠・データ等

- ・ 校内ハートフル事業については、中学校長会から早期に全校実施するよう要望が出ている。
- ・ 不登校児童生徒数【問題行動等調査】
 - <実績推移>平成30年度4,978人、令和元年度5,852人、令和2年度5,687人、令和3年度5,687人
- ・ 教育相談における「不登校」に関する相談【区子ども家庭支援相談（教育相談員・学校カウンセラー）・学校（スクールカウンセラー）】
 - <実績推移>平成30年度16,992件、令和元年度29,124件、令和2年度23,556件、令和3年度26,301件

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
校内ハートフル事業実施校	単位	目標	8	20	35	55	105	147	147
	校	実績	8	20					
不登校支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があると感じる割合	単位	目標	-	-	-	80	82	83	85
	%	実績	-	78.9					
不登校支援を受けている児童生徒のうち、自分に合った学びの機会を得ることができたと感じる割合	単位	目標	-	-	-	84	84	85	85
	%	実績	-	83.2					

事業スケジュール

- ・ 昭和58年度：ハートフルルーム開始
- ・ 平成8年度：ハートフルスペース開始
- ・ 平成11年度：ハートフルフレンド家庭訪問開始
- ・ 令和元年度：家庭訪問による学習支援等事業開始
- ・ 令和2年度：校内ハートフル事業開始
- ・ 令和3年度：アットホームスタディ事業開始

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	社会的自立・理解促進事業	27,113	27,251	▲ 138
②	校内ハートフル事業	144,027	147,152	▲ 3,125	会計年度任用職員期末手当・保険料の減
②	校内ハートフル事業(新中期枠)	83,434	0	83,434	実施校数増に伴う増
③	アットホームスタディ・オンライン学習教材活用事業	8,045	6,222	1,823	オンライン学習教材利用料を社会的自立・理解促進事業と統合
④	ハートフルフレンド家庭訪問	3,596	3,946	▲ 350	訪問回数の見直しによる減
⑤	ハートフルスペース運営	136,775	138,785	▲ 2,010	会計年度任用職員期末手当・保険料の減
⑥	ハートフルルーム運営				会計年度任用職員期末手当・保険料の減
⑦	ハートフル西部事業(新中期枠)				新規設置1か所
	細事業合計	553,012	461,075	91,937	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	飯田 学	係長	瀬尾 由紀子	係	吉田 聖矢
--------------------	----	------	----	--------	---	-------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他	7	目	枝番号	4	前年度事業名称	スクールソーシャルワーカー活用事業
歳出予算科目	一般会計 15 款 1 項	7	目	枝番号	4	前年度事業名称	スクールソーシャルワーカー活用事業
事業名称	スクールソーシャルワーカー活用事業	政策番号	5	政策指標	5	施策番号	5

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	287,163	93,507		1,184		192,472
補助事業 単独事業						0
令和4年度	286,503	93,282		702		192,519
増△減	660	225	0	482	0	△ 47

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	164,073	228,095	270,212	287,163	287,163	287,163
算 市債+一般財源	109,833	153,161	180,619	192,472	192,472	192,472
決 事業費	159,275	217,641	269,653			
算 市債+一般財源	102,619	144,563	184,829			

事業概要	いじめ・不登校等の課題解決に向けて、学校が区役所や児童相談所等の関係機関と連携して対応できるよう、支援体制をコーディネートするスクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業を行います。							
事業開始年度	平成20年度							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱（文部科学省） スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領（文部科学省） 							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①背景・課題の分析 いじめ、不登校、児童虐待等、児童生徒の抱える課題の背景には、家庭、友人関係等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っています。これらの課題の解決のために、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができ、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化することが必要です。児童生徒の抱える課題を発見しやすい学校においては、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことが求められています。</p> <p>②事業目的・効果（必要性） 本事業では、児童生徒がおかれている環境に着目して働き掛け、学校が行う児童生徒の課題解決を支援するSSWを配置しています。令和5年度は、SSW1名あたりが3中学校ブロックを担当し、各校を巡回支援する体制を継続するとともに、児童虐待防止対策において、学校と区役所・児童相談所との情報連携を支援する役割を担い、引き続きチーム学校の一員として、児童虐待やいじめ等の早期対応に学校とともに取り組みます。また、人権教育・児童生徒課にトレーナーSSW1名を新たに配置し、高校・特別支援学校を担当するSSWの支援の質向上及び平準化に取り組みます。</p>							
根拠・データ等	<p>【SSW（会計年度任用職員）配置人数】※（）内は正規職の配置人数 H30：24人（6人） R元：32人（7人） R2：43人（7人） R3：54人（7人） R4：55人（6人） R5：56人（6人）</p> <p>【支援対象人数】 H29：548人 H30：659人 R元：1055人 R2：1707人 R3：1855人</p> <p>※H30より、対象校を高校・特別支援学校を加えた全校種に拡大 ※H29までは派遣型、H30・R元は派遣型+巡回型、R2は小中義務教育学校で巡回型+高校・特別支援学校で派遣型 R3～全校種巡回型に移行。R4～中学校夜間学級への巡回開始。</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
SSWが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	単位	目標	80%	80%	80%	80%以上	80%以上	80%以上
	%	実績	82.3%	81.8%				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<p>【活動内容（通年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に教職員からの相談に対する対応 対象児童生徒の状況把握（問題行動の背景分析、虐待等の判断） 校内支援チーム体制への援助（校内ケース会議の設定及び会議での助言。学校・保護者・関係機関との連携調整） 学校から区役所・児童相談所への要保護児童等の定期的な情報提供の支援 いじめ申し立て窓口を含む学校生活全般の市民相談の対応 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	SSW活用事業	287,163	286,503	660
	細事業合計	287,163	286,503	660	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	飯田 学	係長	佐藤 健浩	係	加藤 美奈